

第 10 次

宮 崎 県 交 通 安 全 計 画

(平成28年度～平成32年度)

～ 交通事故のない社会を目指して ～

宮崎県交通安全対策会議

はじめに

1 計画策定の趣旨

昭和20年代後半から40年代半ば頃にかけて車社会化が急速に進展しましたが、交通安全施設が不足していたことや、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、道路交通事故の死傷者数は著しく増加しました。

このため、国において、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、昭和45年6月に交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定されました。

これに基づき、本県においても46年度以降、9次にわたる交通安全計画を策定し、県、市町村、関係機関・団体等が一体となって交通安全対策を強力に実施してきました。

その結果、本県における道路交通事故死者数は、「交通戦争」と呼ばれた昭和47年に171人であったものが、平成23年度から平成27年度を計画期間とする第9次期間中は50人前後と3分の1以下にまで減少しました。

しかしながら、道路交通事故件数は依然として高い状態で推移しており、近年、特に、高齢者に係る交通事故件数の増加が大きな課題となっています。

交通事故の防止は、県、市町村、関係機関・団体だけでなく、県民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であることから、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指し諸施策を強力に推進していかねばなりません。

この計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づき、交通安全に関する施策の大綱を定めるものです。

2 計画期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

3 関係行政機関等の責務

関係行政機関及び市町村においては、交通の状況や地域の実態に即し、交通安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に推進するものとします。

目 次

計画の基本理念	1
第1章 道路交通安全	5
第1節 道路交通事故のない社会を目指して	6
第2節 道路交通安全についての目標	8
I 道路交通事故の現状と今後の見通し	8
1 道路交通事故の現状	8
2 道路交通の見通し	8
II 交通安全計画における目標	9
第3節 道路交通安全についての対策	10
I 今後の道路交通安全対策を考える視点	10
1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すること	10
(1) 高齢者及び子供の安全確保	10
(2) 歩行者及び自転車の安全確保	11
(3) 生活道路における安全確保	11
2 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項	12
(1) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	12
(2) 地域ぐるみの交通安全対策の推進	12
(3) 先端技術の活用推進	12
II 講じようとする施策	13
1 道路交通環境の整備	13
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	13
(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	15
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	15
(4) 交通安全施設等の整備事業の推進	19
(5) 歩行者空間のバリアフリー化	20
(6) 無電柱化の推進	20
(7) 効果的な交通規制の推進	21
(8) 自転車利用環境の総合的整備	21
(9) 高度道路交通システムの活用	22
(10) 交通需要マネジメントの推進	23
(11) 災害に備えた道路交通環境の整備	23
(12) 総合的な駐車対策の推進	24
(13) 道路交通情報の充実	25
(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	26
2 交通安全思想の普及徹底	28

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	29
(2) 効果的な交通安全教育の推進	33
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	33
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	37
(5) 住民の参加・協働の推進	37
3 安全運転の確保	37
(1) 運転者教育等の充実	38
(2) 運転免許制度の改善	40
(3) 安全運転管理の推進	40
(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	40
(5) 交通労働災害の防止等	43
(6) 道路交通に関連する情報の充実	43
4 車両の安全性の確保	44
(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進	44
(2) 自動車アセスメント情報の提供等	45
(3) 自動車の検査及び点検整備の充実	45
(4) リコール制度の充実・強化	47
(5) 自転車の安全性の確保	47
5 道路交通秩序の維持	47
(1) 交通の指導取締りの強化等	47
(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	48
(3) 暴走族対策の推進	49
6 救助・救急活動の充実	50
(1) 救助・救急体制の整備	50
(2) 救急医療体制の整備	52
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	53
7 被害者支援の充実と推進	53
(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等	54
(2) 損害賠償の請求についての援助等	54
(3) 交通事故被害者支援の充実強化	55
8 調査研究の推進	56
第2章 鉄道及び踏切道における交通の安全	57
第1節 鉄道事故のない社会を目指して	58
I 鉄道事故の状況等	58
II 交通安全計画における目標	58

第2節 鉄道交通の安全についての対策	59
I 今後の鉄道交通安全対策を考える視点	59
II 講じようとする施策	59
1 鉄道交通環境の整備	59
(1) 鉄道施設等の安全性の向上	59
(2) 運転保安設備等の整備	59
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	59
3 鉄道の安全な運行の確保	60
(1) 運転士の資質の保持	60
(2) 気象情報等の充実	60
(3) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	60
(4) 運輸安全マネジメント評価の実施	60
4 鉄道車両の安全性の確保	60
5 救助・救急活動の充実	61
6 被害者支援の推進	61
7 鉄道事故等の原因究明と再発防止等	61
8 研究開発及び調査研究の充実	61
第3節 踏切事故のない社会を目指して	62
I 踏切事故の状況等	62
1 踏切事故の状況	62
2 近年の踏切事故の特徴	62
II 交通安全計画における目標	62
第4節 踏切道における交通の安全についての対策	63
I 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	63
II 講じようとする施策	63
1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	63
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	63
3 踏切道の統廃合の促進	64
4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	64